

平成27年度第1回苫前町総合教育会議

日時 平成28年2月26日（金）

午前10時～

場所 苫前町役場3階 委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 協議

（1）苫前町総合教育会議の運営について

資料No. 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

資料No. 2 苫前町総合教育会議設置要綱

（2）苫前町の教育に関する大綱について

資料No. 3 第4次苫前町総合振興計画（後期基本計画）

（3）その他

資料No. 4 『Q & A 改正地方教育行政法 新教育委員会制度のポイント』
（文部科学省地方教育行政研究会編著） 抜粋

4 意見交換

（1）教育に対する思いについて

（2）文化・スポーツの振興について

5 閉会

苦前町総合教育会議 構成員

所 属	職 名	氏 名
苦前町	町長	森 利 男
苦前町教育委員会	委員長	花 井 秀 昭
苦前町教育委員会	委員長職務代理者	池 田 民 治
苦前町教育委員会	教育委員	大矢根 ま き
苦前町教育委員会	教育委員	坂 川 資 樹
苦前町教育委員会	教育長	池 田 文 敏
(事務局)		
苦前町	総務財政課長	小 澤 哲 也
苦前町教育委員会	管理課長	開 発 法 起
苦前町教育委員会	社会教育課長	泉 泰 仁

(大綱の策定等)

- 第1条の3** 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

- 第1条の4** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 地方公共団体の長
- (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第22条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 大学に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園に関すること。
- (3) 私立学校に関すること。
- (4) 教育財産を取得し、及び処分すること。
- (5) 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

(6) 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第23条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

苦前町総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、苦前町の教育に資するため、苦前町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 苦前町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 苦前町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 町長が必要と認めるときは、会議に関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きにより会議を公開しなかったときは、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 町長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務財政課において処理する。ただし、会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月22日から施行する。

第4次苫前町総合振興計画

～キラリと輝き、躍動感あふれる苫前町をめざして～

基本構想

平成18年度 → 平成27年度

後期基本計画

平成23年度 → 平成27年度

北海道苫前郡苫前町

「キラリと輝き、躍動感あふれる苫前町」 の実現に向けて

平成18年度に策定した「第4次苫前町総合振興計画・前期基本計画」は、まちづくりの長期的展望を示した本町の最上位計画であり、町政のすべての分野における指針となるものです。

本町では、この総合振興計画の基本構想に示すまちの将来像「ふるさとの誇りと希望を育むまち」、「一人ひとりが生き生きと輝き元気なまち」、「地域の各産業が多岐にわたって連携し、チャレンジする力をつけるまち」の実現を目指し、これまで5年間、計画の推進を図ってまいりました。

しかしこの間、わが国の社会経済情勢は大きく変化しており、人口減少・超高齢化社会への突入やこの一年で急激に悪化した経済動向などは、住民生活にもさまざまな影響を及ぼすものとなっています。また、地方分権改革の一層の進展など、住民の最も身近な基礎自治体としての町行財政運営のあり方そのものが問われるような変化が生じています。

こうしたなかであって、住民の行政に対するニーズは、年々多様化していることから、新たな情勢への対応を図るとともに、地域の自立を目指しつつ、住民と行政の協働により「質」、そして「満足度」の高いまちづくりを進めて行くことが、重要であると考えています。

このような状況を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

策定にあたりましては、住民の皆様の視点からさまざまな行政ニーズを捉えるため、まちづくり懇談会や生き生き出前講座など、多様な住民参加の機会を設けるとともに、各産業団体等により推薦を受けた委員からなる「苫前町総合振興計画策定委員会」からのご提言や苫前町開発審議会による審議、さらには、パブリックコメントによる意見募集を行うなど、積極的に住民の皆様にご参加をいただき、策定されたものであります。

こうした機会のなかでお聴きした生の声は、今後の行財政運営にあたり大変参考になるものであり、この後期基本計画は、厳しい財政状況のなかではありますが、こうしたご意見を可能な限り反映させたものとなっております。

これから平成27年度までの5年間、この後期基本計画に基づき、住民の皆様と力を合わせ総合力を活かした「地域力」を高めるとともに、「人が輝き躍動する苫前町」を実践してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、様々なかたちで貴重なご意見、ご提言をいただきました住民の皆様、また、ご尽力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成23年3月

苫前町長 森 利 男

目次

序論

第1章	計画の概要	5
第1節	計画策定の趣旨	5
第2節	計画の性格	5
第3節	計画の名称・構成・期間	5
第4節	計画の推進方針	6
第5節	他計画との関連	7
第2章	苫前町を取りまく社会・経済状況の変化	7
第3章	苫前町のまちづくりの課題	8

基本構想

第1章	まちづくりの基本目標	12
第1節	構想の目的	12
第2章	まちづくりの構想と将来像	12
第1節	まちづくり構想の体系	12
第2節	苫前町の将来像	12
第3節	苫前町の人口及び就業構造	13
第3章	基本構想の推進方策	16
第1節	住民参画の推進	16
第2節	行政運営の推進	16
第3節	広域行政の推進	16
第4節	財政運営の健全化	16
第4章	まちづくりの施策の大綱	17
第1節	住みよい町の快適計画	17
第2節	心ふれあう町の健康計画	19
第3節	心ゆたかな町の創造計画	20
第4節	活力ある町の躍動計画	22
第5節	土地利用の基本方針	24

基本計画

第1部 総論	2 5
第1章 基本計画の目的	2 6
第2章 計画期間及び計画の主要指標	2 6
第1節 計画期間	2 6
第2節 計画の主要指標	2 6
第2部 まちづくりを推進するために	2 7
第1章 住民参画の推進	2 8
第2章 行政運営の推進	2 9
第3章 広域行政の推進	3 0
第4章 財政運営の健全化	3 0
第3部 各論	3 2
第1章 住みよい町の快適計画	3 3
第1節 道路・交通体系	3 3
第2節 簡易水道	3 6
第3節 下水道	3 7
第4節 住宅・宅地	3 8
第5節 環境衛生	4 0
第6節 環境緑化・公園	4 2
第7節 交通安全・防犯	4 4
第8節 消防	4 5
第9節 防災	4 7
第10節 国土保全・治水・治山	4 9
第11節 地域情報化・通信網	4 9
第12節 自然環境保全・景観保全	5 1

第2章 心ふれあう町の健康計画 5 3

第1節	保健活動・医療体制	5 3
第2節	地域福祉	5 5
第3節	高齢者・介護福祉	5 6
第4節	児童・ひとり親家庭の福祉	5 8
第5節	保育・子育て支援	6 0
第6節	障がい者福祉	6 2
第7節	生活保護者福祉	6 4

第3章 心ゆたかな町の創造計画 6 5

第1節	学校教育	6 5
第2節	各世代教育	6 7
第3節	芸術・文化・文化財	6 9
第4節	図書活動	7 1
第5節	スポーツ・レクリエーション	7 2
第6節	国際化・国際交流	7 3
第7節	地域間交流	7 4
第8節	地域づくり・定住	7 5
第9節	男女共同参画・人権	7 7
第10節	消費者生活	7 8

第4章 活力ある町の躍動計画 8 0

第1節	農業・畜産業	8 0
第2節	林業	8 6
第3節	水産業・漁港	8 8
第4節	商業・鉱工業	9 2
第5節	観光	9 4
第6節	風力発電事業	9 7
第7節	雇用・労働者対策	9 8

資料 1 0 0

1	基本計画	1 0 1
2	苫前町町民憲章	1 1 2
3	第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画 策定の体制	1 1 2
4	苫前町総合振興計画策定委員会設置要綱	1 1 3
5	苫前町総合振興計画策定委員会 委員名簿	1 1 4
6	苫前町総合振興計画策定委員会 事務局名簿	1 1 4

序 論

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

「総合振興計画」は、地方自治法に策定すること（基本構想）が定められている地方自治体の最上位計画であります。地方分権型社会の進展を受け、あらゆる分野においても歴史的な転換期が訪れており、時代変化とともに、その役割も変化しています。

地方分権がいよいよ実行段階を迎えた今、これからの自治体には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自らが実行できる行財政の確立が求められており、個性的で自立した町の経営・マネジメントする視点に立った「地域経営の総合指針」としての総合振興計画が必要となります。

また、こうした個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、地域住民の参画と協働が必要不可欠な要素であり、住民と行政が新たなパートナーシップを確立し、協働のまちづくりを推進するための「住民参画・協働の総合指針」として、役割も強く求められています。

さらに、国や道、周辺自治体等に対しては、「わがまち・苫前の主張」を提示するものと位置づけ、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎として、活用していくことが求められています。

こうした重要な役割・位置づけを踏まえた、最新の状況や将来展望に基づく総合振興計画の存在は、現在に生きる私たちが次世代に誇りを持ってつないでいく“持続的に発展していくことができる自主・自立のまちづくり”を進めるために、きわめて重要なものです。

このことから、第4次苫前町総合振興計画・後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画を踏まえ、町政各分野の現況と課題を明らかにして、苫前町が地方分権型社会の進展を迎えて、力強く発展していくべき方向性や主要な施策を示すものです。

第2節 計画の性格

1. 計画の性格

- (1) この計画は、本町の望ましい将来像を樹立し、その実現のため施策の方向を明らかにするものです。
- (2) この計画は、個性的で自主・自立したまちを運営するための「地域経営の総合指針」となるものであり、かつ、協働のまちづくりを推進するための「住民参加指針」となるものであり、さらに協働のまちづくりを推進するための「住民参加・協働の総合指針」となるものです。
- (3) この計画は、本町の事業や施策ばかりでなく、住民、企業、国及び道等の関連施策も含まれています。したがって、適切な役割分担のもとで、全町民が力を合わせ計画の実現に向け、努力する必要があります。

第3節 計画の名称・構成・期間

1. 計画の性格

本計画の名称は「第4次苫前町総合振興計画」と称し、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とします。

2. 計画の構成

第4次苫前町総合振興計画は、基本構想・基本計画の2部構成とし、別に実施計画を示します。

基本構想

平成27年を目標として、21世紀の苫前町の将来像を描き、その目標を達成するための基本構想の推進方策・まちづくりの施策の大綱を定めます。

基本計画

基本構想に定めた目標を実施するための施策について、各分野ごとに体系的に定め、計画期間は次のとおりとします。

- (1) 前期基本計画 自：平成18年度 至：平成22年度
- (2) 後期基本計画 自：平成23年度 至：平成27年度

実施計画

基本計画で定められた施策を計画的・効率的に整理・検討し、概要を示します。

この計画は、前期計画及び後期計画期間中において、それぞれの計画実施後3年目に策定するものとして、予算編成の指針となるようローリング方式による検討を加えます。

- (1) 前期計画における実施計画策定年度 平成20年度
- (2) 後期計画における実施計画策定年度 平成25年度

第4節 計画の推進方針

本計画は、本町における今後のまちづくりマスタープランとして尊重し、住民や各種団体の十分な理解と参画・協力を得ながら、次の方針に基づき推進していくこととします。

1. 計画の普及

本計画を実行するための原点は、計画が広く認識され、内容が理解されることにあります。

このため、計画や計画書をさまざまな広報媒体を通じて、住民や各種団体、関係機関等への計画の普及を図ります。

2. 具体的な検討

本計画の施策の中には、具体化に向けてさらに検討を要するもの、個別の計画策定が必要なもの、国・道等関係機関の支援を要するものが含まれています。

これらについては、実現の方法や具体的内容などについて、住民を交えた検討を加え、関係機関等へ効果的な働きかけを行います。

3. 計画の進行管理

本計画は、「基本構想」⇔「基本計画」⇔「実施計画」⇔「年次予算」「実行」⇔「評価」の体系により進めます。

この体系に基づき計画の調整、管理機能を強化するとともに、全体計画の進捗状況の把握や未達成施策の分析など、計画の進行管理に努めます。

第5節 他計画との関連

現在の地方行政を取り巻く環境は、道州制や新たな地方財政制度など、地方分権改革の推進や自治体のあり方が大きく変わりつつあります。

本町の今後の総合計画の推進にあたっては、国の「北海道総合開発計画（平成20年度～平成29年度）」や「新・ほっかいどう総合計画＝北海道未来創造プラン（平成20年度から概ね10年間）」とできる限り整合を図りながら、国と地方自治体は対等な立場であることを基本に、相互に連携と協力関係を大切にしながら、公共的課題の解決を図っていきます。

第2章 苫前町を取りまく社会・経済状況の変化

わが国における社会経済情勢は、かつて経験したことのない急速な少子高齢化の進展をはじめ、環境問題の深刻化、情報通信技術の進展など大きく変化してきています。

こうした時代の潮流の変化を的確にとらえるとともに、地域の特性などを踏まえながら、本町が進むべき方向性を見定めていく必要があります。

少子高齢化の急速な進展

わが国の総人口は、平成17年をピークに減少として転じ、平成26年には65歳以上人口が25%を超え、超高齢化社会を迎えようとしています。

また、晩婚化や夫婦世帯が持つ子どもの数の減少化の進展などを要因とした少子化も依然続いていくものと予測されています。

このような少子高齢化の進展は、医療、介護など様々な分野での新たなサービス需要の増加と多様化をもたらす反面、年金や医療保険などの社会保障の分野では、ますます負担が大きくなっていくものと考えられています。

このため、若い世代が定住し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや農業・漁業を中心とした産業の振興、雇用環境の整備、健康づくりなど、住民が安心して暮らせる福祉の充実、生活環境の整備がこれまで以上に必要となります。

環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、森林の減少、オゾン層の破壊、海洋汚染などさまざまな環境問題が深刻化しつつあり、世界的な規模での対応が求められています。

このため、「より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造する」ことが重要であり、環境にやさしいまちづくりを实践するためにも、従来にも増して環境保全や循環型社会の実現に向けたさまざまな取り組みが必要となります。

高度情報化通信社会の進展

情報化処理技術や情報通信技術の飛躍的な発展・普及は、経済活動、住民生活、行政のあり方など、あらゆる分野に大きな影響を及ぼしています。

経済活動の面では、新たな産業の創出や通信サービスによる高コスト構造の是正等が期待されるほか、住民生活の面では、個人が多くの情報を選択的に享受でき、多様な社会参加システムの参加が可能になると認識されています。

一方、本町においては、厳しい財政状況と相まって、地域公共ネットワークなどの情報通信に係る基盤整備の遅れが顕著であり、インターネットを中心とする情報通信技術（ICT）を活用した地域の活性化を進めるための環境整備などにも、十分に取り組むことができていない状況です。

このため、費用対効果を重視しつつ、基盤整備を一層着実に進めるとともに、限られたICTを最大限に活用して、生活者のニーズと社会構造の変化を見据えた新しい地域産業の育成や、より質の高い住民サービスの提供につとめる必要があります。

地方分権社会への対応

平成12年4月に、地方分権一括法が施行されたことに伴い、地方自治体においては、自主性、自立性が求められているとともに、基礎自治体としてその果たす役割はますます重要になってきています。

また、国や地方の財政の悪化が懸念される中においては、公正で透明性の高い、簡素で効率的な行政を推進することが大きな課題となっており、政策形成能力の向上や説明責任、情報公開などが強く求められています。

一方、住民においても、まちづくりの主体である住民自らが、自己の権利と責任において、地域の問題に取り組んでいくことが求められています。

このため、本町においては、さらなる行財政改革の推進とともに、住民の多様なニーズに的確に応える必要があります。

また、行政サービスを充実させ豊かなまちを形成していくために、行政や住民が相互に理解し、それぞれの責任の中で役割分担を行う協働のまちづくりの一層の推進が必要となります。

第3章 苫前町のまちづくりの課題

美しい風景の保全育成と有効な土地利用の推進

本町は、海と山に囲まれた自然環境にあるなか、その快適な地域景観や環境は、住民の共有する財産であり、今後も海・川などの水辺環境や歴史景観、さらには田園のふるさと景観の保全など、こうした美しい風景を保全育成することが、誇りの持てるまちにするための基本です。

このため、住民が快適に暮らすための土地利用にあたっては、豊かな自然環境を大切にしながら、公共の福祉、土地の持つ社会的・経済的・文化的条件を十分に考慮し、限られた土地を有効に利用することが求められています。

定住促進と高齢化社会に対応したまちづくり

急速な少子高齢化、核家族化の進行による世帯構造の変化に対応した、魅力と活力にあふれた地域づくりや地域再生を推進するため、「住まいの安心確保対策」を講じる必要があります。

このため、今後は、定住促進の施策をさらに進めると同時に、高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化を図るなど、社会基盤の整備などを進めるとともに、保健医療や福祉の充実を図ることが求められています。さらには、高齢者が生きがいを持って暮らせるようなまちづくりも求められています。

ふれあい・支えあうコミュニティの形成

まちづくりには、住民が集まり語り合いながら、創造していくことが必要であり、少子高齢化社会においては、お互いが支えあいながら暮らしていくことが求められています。

このため、コミュニティ組織などの住民活動の活性化を促進するなど、「協働」が経済・雇用、少子・高齢化や環境問題への対応といった幅広い分野で、地域社会を支える仕組みとして定着するためにも、連帯あるコミュニティの形成が必要不可欠となります。

苫前町の特性を生かした産業の育成

本町は、風車のあるまちとして広く知られていますが、まちの中心的な産業は農畜産業と水産業となっています。

このため、中心的産業である地場産品の付加価値化や本町の持つ自然環境の魅力を活かして、農林水産業と地域特性を生かした観光資源とを結びつけた交流型産業を進めていくことが必要です。さらには、農林水産業や製造業、流通・サービス、観光など、関連産業との交流の促進と産業支援の高度化を図りながら、新たな産業づくりや起業家の育成を図り、まちの足腰を強めることが求められています。

交流人口の増加に伴う活気あふれるまちづくり

とままえ温泉ふわっとやホワイトビーチなどの観光施設に多くの観光客が訪れ、それを通じた人との交流は、まちに活気を生みます。

このため、地域特性を生かしたイベント交流やスポーツ・文化交流などを進めながら都市との交流人口を増やし、人と人とのネットワークの形成や情報交換などを行い、活気あふれるまちとなるようにすることが必要です。

地域間や異業種間の連携と役割分担によるまちづくり

本町は、海岸部と内陸部に地域が分かれています。

このため、産業を含めた地域が、それぞれの特徴を活かしながら連携と役割分担を行い、さまざまな魅力と機能を持つまちにすることが必要です。さらには、地域間の人の交流を活発にするような場や機会を増やし、住民相互の連帯感が高まるよう、まちづくりを進めることが必要です。

未来のための人づくりの推進

まちの持続的な発展のためには、本町を担う人材の育成が必要です。

このため、地方分権に伴う地域の自立や地域間の競争に対応できる、チャレンジ精神があり創造的で経営感覚のある人や、国際化社会に対応した広い視野の持てる人など、さまざまな人材を育むことができるようにすることが求められています。

また、住民参加によるまちづくりを進め、まちづくりの理解を深めてもらうと同時に、行政と協力しながらまちづくりをリードしていく、地方自立の次代を担う人づくりを進めることが必要です。

基本構想

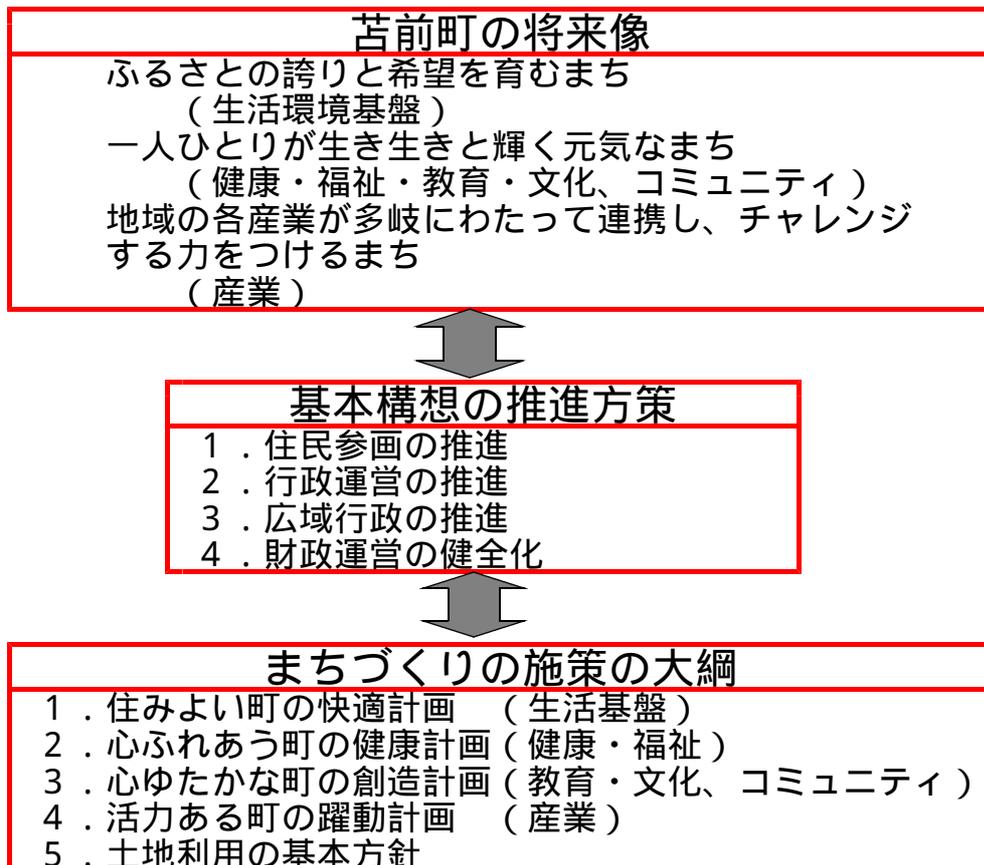
第1章 まちづくりの基本目標

第1節 構想の目的

この構想は、先人の不屈の精神によって築かれた苫前町の歴史・文化を受けつぎ、より個性的で魅力ある町として次世代につなげるため、住民の福祉向上と産業の発展を目指し、住民が誇りと愛着の持てる郷土苫前町の21世紀の将来像の実現に向けて、その構想の体系を示し、町政の総合的かつ計画的な運営を図ることを目的とします。

第2章 まちづくりの構想と将来像

第1節 まちづくり構想の体系



第2節 苫前町の将来像

10年後の苫前町は、このような町をめざします。

ふるさとの誇りと希望を育むまち（生活環境基盤）

日常の舞台となる充実した住環境や生活基盤が整っていて、安心して豊かさを実感できる、誰もが住みたくなる快適なまちをめざします。

日本海を背景にした壮大な自然環境や景観を大切にしながら、美しいまちづくりをめざします。

一人ひとりが生き生きと輝く元気なまち（健康・福祉、教育・文化、コミュニティ）

すべての住民が明るく元気に生活し、幼児から高齢者まで安心して暮らせる福祉施策の充実や連携のとれた、いきいきと暮らせるまちをめざすとともに、互いに助け合い、交流しあえるまちをめざします。

高度情報化や国際化時代に対応した学校教育を推進し、これからの社会に対応した人づくりを進めるとともに、住民ニーズに対応した生涯学習機会の充実や住民がスポーツ・文化に親しむ機会の拡充を図ります。

住民のだれもがいつでも気軽に集い、語りあえる場や機会を創出し、活気とふれあいがあるまちをめざします。

また、住民が主体となるまちづくりをめざし、住民と行政が双方向でつながりを持ったまちをめざします。

地域の各産業が多岐にわたって連携し、チャレンジする力をつけるまち（産業）

まちの基幹産業である農業・林業・水産業と、これらの生産活動に連動して商業・工業等が展開することが重要であり、産業の活性化のための住民が知恵を出し合い行動するしくみを進めながら、新たな雇用機会の創出を図るなど、元気と活気にあふれたまちをめざします。

また、自然環境・風力発電・温泉を活かした観光産業を結びつけた苫前町オリジナルの交流型産業を構築し、誰もが訪れたいまちをめざします。

第3節 苫前町の人口及び就業構造

10年後の苫前町は、このような町を想定するものとします。

人口の想定

国勢調査人口の推移を見ると、平成7年から平成17年までに666人の減少となっています。

国勢調査人口による年齢別人口の推移では、平成2年から平成17年までに55～59歳の減少（190人減）が最も多く、逆に65歳以上の人口は増加（321

人増)としており、今後も高齢化が進むことが予想されます。

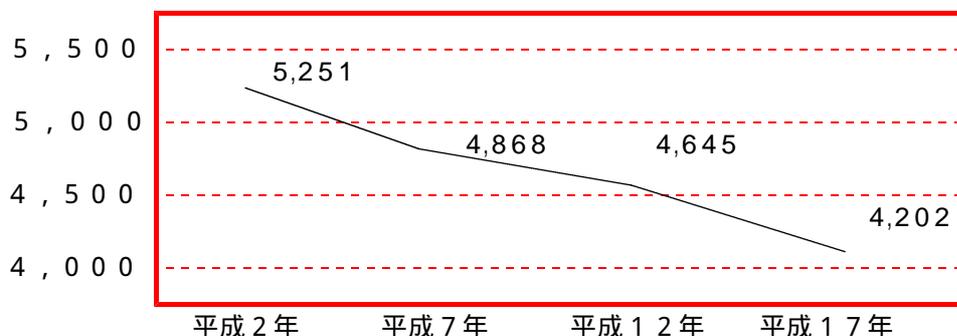
人口動態を見ると過去10年間で死亡者が出生者を上回っており、自然減(252人減)となっています。また、転出者が転入者を上回っており、社会減(599人減)が続いていますが、近年鈍化傾向となっています。

これらの要因としては、新規学卒者等の転出、第一次産業従事者の高齢化及び後継者不足に伴う廃業、転出等が主なものです。

各産業における情勢は厳しい状況にありますが、社会基盤の整備や産業の振興、情報化の促進により本町の活性化を進めるなかで、一般的に用いられている「コーホート法」の「センサス変化率」(ある年の性別・年齢別人口を基準人口として、それをもとに変化率を求め、将来人口を推計する手法)に基づく推計により、平成27年の目標年次には人口3,572人と想定されます。

また、世帯数においては、平均世帯人数を2.19人と予想し、1,633世帯と想定されます。

国勢調査人口の推移



国勢調査人口による年齢別人口の推移

(単位：人)

区分	年		平成2年 (1990)		平成7年 (1995)		平成12年 (2000)		平成17年 (2005)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
世帯数			1,862戸		1,822戸		1,774戸		1,689戸	
人口総数			5,251人		4,868人		4,645人		4,202人	
0～4歳	2,529	2,722	2,341	2,527	2,243	2,402	1,989	2,213		
5～9歳	224		183		183		148			
10～14歳	244		231		188		164			
15～19歳	275		228		221		171			
20～24歳	326		248		269		220			
25～29歳	238		238		201		147			
30～34歳	256		206		252		180			
35～39歳	250		220		222		221			
40～44歳	293		244		244		226			
45～49歳	333		295		240		219			
50～54歳	375		327		284		249			
55～59歳	465		366		310		282			
60～64歳	486		436		332		296			
65歳以上	426		437		380		298			
	1,060		1,209		1,319		1,381			

人口動態

(単位：人)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
自然 動態	出生	27	37	28	36	24	21	15	24	20	24
	死亡	38	46	38	43	84	49	59	42	56	53
社会 動態	転入	171	176	147	136	142	137	126	130	108	107
	転出	245	165	200	234	200	180	200	206	174	175

(住基年報：各年度3月末)

就業構造の想定

平成2年度の本町の就業者総数は、2,906人で、人口に対する就業者比率は55.3%でした。

平成7年は就業者総数2,686人、就業者比率55.2%であり、平成12年は就業者数2,430人、就業者比率52.3%であり、平成17年は就業者総数2,084人、就業者比率49.6%と推移しており、就業者比率は年々減少の傾向にあります。

また、産業別の就業構成比率において、平成2年は第一次産業39.6%、第二次産業25.0%、第三次産業35.4%、平成7年には第一次産業37.3%、第二次産業27.3%、第三次産業35.4%となり、平成12年は第一次産業35.9%、第二次産業24.5%、第三次産業39.6%となり、平成17年では第一次産業38.7%、第二次産業17.0%、第三次産業44.3%と推移しており、各産業ともに減少傾向にあります。

以上の結果を踏まえた上で、現在の社会風潮である少子化等を勘案し、本町の平成27年就業者数については、就業者比率を55.1%と設定し、1,968人と想定されます。

さらに就業者の産業別就業構成比率においては、「トレンド法」(過去の動態、いわゆる傾向が将来とも同様に推移するという考えに基づく推計方法)に基づく推計により、第一次産業30.4%、第二次産業24.4%、第三次産業45.2%に設定すると、各産業別就業者数は第一次産業598人、第二次産業480人、第三次産業890人と想定されます。

産業別就業構成

(単位：人、%)

項目 年度	第一次産業		第二次産業		第三次産業		合計	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
平成 2年	1,151	39.6	725	25.0	1,030	35.4	2,906	100.0
平成 7年	1,002	37.3	732	27.3	951	35.4	2,686	100.0
平成12年	873	35.9	595	24.5	962	39.6	2,430	100.0
平成17年	807	38.7	353	17.0	924	44.3	2,084	100.0

第3章 基本構想の推進方策

第1節 住民参画の推進

この構想の推進にあたっては、住民の積極的な参加が不可欠であり、住民の意向が行政に反映され、住民と行政が一体となった夢と希望のあるまちづくりを進める必要があります。

このため、住民の意向を把握するとともに、町政についての広聴・広報活動につとめ、行政に対する参加意識の高揚を図り、自らが行う住民自治を基本とした「まちづくり基本条例」を推進し、地域住民とともに知恵を出し合い、情報の共有を図りながら、特色あるまちづくりを構築します。

第2節 行政運営の推進

行政に対する住民ニーズは、人口の高齢化や高度情報化の進展、住民の価値観など多様化・複雑化しており、「より身近な行政を担う場」としての自己決定や自己責任を含めた行政機能の発揮が求められています。

このため、まちづくりの一端を担う行政職員の資質向上を図り、行政需要に対する事務事業の見直し、経費削減と事務の効率化に加え、情報の推進や北海道からの権限移譲の積極的な受入等に伴う行政サービスの向上につとめ、住民と行政とが一体感を強めた行政運営を構築します。

第3節 広域行政の推進

住民の日常生活圏の拡大に伴い、行政ニーズも広域化・多様化してきており、単独の市町村では効果的な対応が困難な課題や、広域的な整合性が必要な課題が一層増加し、これらに対応できうる行政の広域連携が求められています。

このため、関係市町村との機能分担を明確にするとともに、それぞれの地域特性を活かした相互の連携・強化を進めながら、効率的、効果的な広域行政を進めます。

また、住民サービスの向上や財政の更なる効率化を図るため、新たな広域連携事業を検討します。

第4節 財政運営の健全化

国の行財政改革に伴う地方交付税などの減額及び人口の流出や景気の低迷に伴う町税の減収により、財政基盤は脆弱な状況下にあります。行政に対する多様化・複雑化する住民ニーズに的確に応えた「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進める必要があります。

このことから、本構想に基づく諸施策を実現するため、弾力的かつ効果的に対応できる体制の整備・確立を図るとともに、経費の節減合理化を実施し、長期的展望に立った健全財政を基本として、行政サービスの維持向上に努めます。

第4章 まちづくりの施策の大綱

第1節 住みよい町の快適計画

1．道路・交通体系

安全で利便性のよい快適な道路計画づくりを基本とし、地域の特性に合わせた国道・道道の整備を要望するとともに、町道などについても計画的に整備を進め、歩行者や交通量に配慮した安全で機能的な交通体系の確立を図り、あわせて景観やユニバーサルデザインに配慮した良好な道路環境の整備を進めます。

また、住民生活の重要な足となる生活路線バスの維持については、その運行体系の充実を推進するとともに、地域住民のニーズを的確に捉えた新交通体系を検討します。

一方、冬期間の積雪時の道路交通においては、迅速かつきめ細かな除排雪体制の確立を図ります。

2．簡易水道

安全で安定した水の供給を図るため、需要に適切に対応した水資源の確保に努めるとともに、水道施設の適切な維持管理や災害に強い施設整備を計画的に推進しながら、健全で効率的な水道事業の運営に努めます。

3．下水道

地域の生活環境の改善や公共用水域の水質の保全を図るため、計画的に下水道整備を推進するとともに、加入促進に向け普及啓発活動などを促進します。

また、下水道事業の適正な維持管理と下水道料金の適正化に配慮し、健全な事業運営に努めます。

4．住宅・宅地

豊かで住みよい住まいづくりを目指し、宅地造成に必要な用地の確保や公営住宅の充実を図るとともに、若者の定住化や高齢化社会に対応した住宅の整備、さらには、ユニバーサルデザイン（誰でも公平かつ自由に使用でき、容易に使用方法や情報が理解でき、無理なく安全に使えるようなデザインの実現）の推進に向け、地域の特性を活かした住環境の創出に努めます。

5．環境衛生

清潔で快適な生活環境をつくるため、環境衛生向上の啓蒙普及に努めるとともに、ごみの減量化を進めながら資源再利用化のため、分別処理の一層の徹底を促進しま

す。さらに環境にやさしいごみ処理や資源リサイクルのシステムを構築し、充実したまちづくりを推進します。

また、産業廃棄物については、円滑な処理を指導します。

し尿については、下水道等の整備による合理的かつ効果的な収集・処理体制の整備促進に努めます。

設備を含めた火葬場の老朽化に伴い、3町村による火葬業務の広域処理に向けた施設整備を推進します。

6．環境緑化・公園

自然の持つ多くの公益的機能を認識し、人間と自然が共存する地域社会の実現を目指し、緑化運動や環境教育の推進を図ります。

また、住民のニーズに応じた既設公園の機能充実を図り、地域住民と行政等が連携した維持管理や施設整備などの取り組みに努めます。

7．交通安全・防犯

人命尊重を基本理念とし、交通安全思想の普及徹底や交通安全施設の効果的な整備を進めながら、総合的な交通安全対策を推進します。

また、犯罪のない明るい地域社会を実現するため、地域住民や関係機関などとの連携を強化し、環境浄化と防犯意識の高揚を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

8．消防

住民の生命や身体、財産を守るため、火災をはじめとしたさまざまな災害を未然に防止するとともに、災害による被害の軽減を図ります。

また、消防技術の向上と消防施設及び装備の充実を図り、迅速な消防体制の確立に努めるとともに、救急体制の充実を図ります。

9．防災

災害への対応が複雑化、多様化している状況を踏まえ、住民の自主防災意識の高揚に努めるとともに、災害の未然防止や災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できる体制の整備など、総合的な地域防災に向けた充実・強化を図ります。

10．国土保全・治水・治山

水害・土砂災害や海岸の浸食などから、住民の生命及び財産を守るため、関係機関と一体となって国土保全の整備を進めるとともに、自然生態系に配慮した事業の推進に努め、安全で快適な国土基盤を形成したまちづくりを推進します。

1 1 . 地域情報化・通信網

高度情報通信社会に対応した地域の情報化を実現するため、情報通信基盤の整備や情報通信技術（ICT）の活用を図り、既存の地域社会の活性化、新しい形態の産業や住民活動の創出を支援するなど、情報化時代に適応した元気と活気にあふれたまちづくりを推進します。

また、近年の多様化した住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、ICTの活用を図り、行政が保有する情報や取り扱う事務などの電算化による効率的な自治体運営の推進を図ります。

1 2 . 自然環境保全・景観保全

身近な自然と親しむ条件づくりや地域の自然と調和した環境づくりを促進し、より良い環境を未来に引き継ぐ環境重視型社会を創造します。

また、雄大な自然環境と歴史景観・ふるさと景観などを、まちの貴重な資源として大切にし、開発と保全との調和のとれた景観環境づくりを促進します。

第2節 心ふれあう町の健康計画

1 . 保健活動・医療体制

住民の健康保持増進を図るため、セルフケア思想とプライマリーケア（＝疾病の初期治療。患者が最初に利用すべき医療は、身近な地域医師との信頼関係に基づき、適切な診断処置及び以後の療養の方法の指導がなされるべきとする考えに基づくもの）を重視し、各種保健事業の推進と地域医療体制の充実を促進するとともに、各関係機関等との組織連携強化を図りながら、保健事業を推進します。

2 . 地域福祉

ノーマライゼーション（障がいを持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること）の考えのもと、だれもが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し支え合いながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる人にやさしい地域社会を形成するために、ニーズに即したきめ細やかなサービスを提供できる体制の整備や、多様な社会参加を促進する機会の拡充を図ります。

3 . 高齢者・介護福祉

介護を必要とする高齢者が自らの選択により、必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続し、生きがいを持ち充実した暮らしを送ることができるよう、身近な場での相談体制や福祉サービスの充実を図ります。

4．児童・ひとり親家庭の福祉

次世代を担う子どもたちが、恵まれた環境のなかで、健やかに成長できるよう、家庭はもとより地域や社会全体で支えていける健全育成環境の整備を推進します。

また、ひとり親家庭等における生活の安定と福祉の向上が図られるよう、子育てや生活の支援などの福祉の充実を促進します。

5．保育・子育て支援

子どもをもちたい人が安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、保育サービスの充実など、社会全体で支える子育て支援対策の強化や子どもたちへの活動体験機会の提供を進めながら、子どもの健全育成を促す環境を整備します。

6．障がい者福祉

人にやさしい福祉のまちづくりや障がいのある人たちなどに配慮した生活空間全体のバリアフリー化を推進するとともに、地域で自立した生活を行うため、ニーズに即したきめ細やかなサービスが提供できる体制の整備や社会参加を促進する機会の拡充を図ります。

7．生活保護者福祉

社会構造の変化や長引く景気低迷により、生活援助を要する世帯が増加する傾向にあり、生活の向上や自立を援助するよう、相談体制の充実を図ります。

第3節 心ゆたかな町の創造計画

1．学校教育

基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとも、児童生徒が、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むために、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、お互いに理解、協力を深めることができるよう連携を図ります。

また、教育制度の改正や弾力的な運用に配慮しながら教育内容、教育環境の一層の充実を図るとともに、本町の持っている自然、歴史、文化の特性を理解し、郷土への愛着を育みます。

高等教育機関については、地域での教育機会の維持を図るとともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

2．各世代教育

多種多様な学習機会を自己に適した手段、方法により自ら選択し、生涯にわたって学習活動ができる総合的な環境づくりを進めます。

また、学習の成果を生かすことができる環境づくりを推進するとともに、生きがいを持って豊かな生活を送れる地域社会づくりに取り組みます。さらに、次代の担い手である青少年が心身ともに健全に育つ環境づくりを進めます。

3．芸術・文化・文化財

郷土に根ざした個性ある薫り高い文化の創造と芸術文化活動の活発化や鑑賞機会の充実を図るとともに、郷土の貴重な文化財の保護・保存・継承に努めます。

4．図書活動

近年0歳児からの読書普及が必要とされていることから、ブックスタート事業を進めていくとともに、図書室サポーターの育成を図ります。

また、移動図書室や図書室事業をより定着させ、子どもの読書離れ防止に努めます。

5．スポーツ・レクリエーション

住民がいつでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、コミュニティスポーツの振興と指導者、団体の育成を図ります。

6．国際化・国際交流

国際人としての住民意識の醸成と新たな文化の創造に努め、国際性豊かな人材の育成やさまざまな交流を通じた国際理解を促進するとともに、外国人が暮らしやすい地域づくりを進めるなどの環境づくりを構築し、国際化・国際交流を通じての人づくり・地域づくりを進めます。

7．地域間交流

都市との交流や、スポーツや祭りを通じての交流、芸術・文化などに触れる機会を通じての交流など、地域の個性を応じた交流を拡大するとともに、新たな活力を生み出す地域連携・交流を促進し、地域の活性化につなげるために、旧友好町やふるさと会などとの交流を促進し、住民同士がふれあえる機会と町外との交流の充実を図ります。

8 . 地域づくり・定住

住民と行政が相互理解のもとにパートナーシップを築き、安心して暮らせる地域社会を実現するために、協働による地域社会づくりを促進するとともに、地域集会施設に対する支援制度を推進します。

また、定住施策として、まちづくりの愛着や満足感を持てるようなまちづくりを進め、定住人口の拡大を図ります。

9 . 男女共同参画・人権

男女共同参画については、女性が社会のあらゆる分野へ参画し、多様な活動を通じて、個性と能力を発揮することができるよう、男女共同参画の実現に向けた意識の变革を推進し、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の促進を図ります。

人権については、人権教育や人権啓発の推進に関する法律に基づいた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、相談活動の充実や相談体制の整備につとめ、人権擁護の推進を図ります。

10 . 消費者生活

住民が消費にかかわるトラブルに巻き込まれることなく、安心して消費生活を送ることができるように、消費者の知識向上と消費生活の安定を図ります。

第4節 活力ある町の躍動計画

1 . 農業・畜産業

環境と調和しながら安全・安心で質の高い農畜産物を生産するとともに付加価値を高め、新たな国際的・国内的環境に対応できる競争力のある力強い農業と、活力と潤いのある農村づくりを進めます。

また、市場の開拓と流通・販売を促進するとともに、担い手の確保・育成と農地の流動化を図ります。

2 . 林業

森林の持つ多様な機能を維持するため、公益性を重視した森林づくりを推進するとともに、良質な森林の育成と林業経営の安定化に努め、地域の特性を活かした森林の多目的利用を促進します。

3．水産業・漁港

水産資源の持続的な利用と効率的かつ安定的な漁業経営を育成・確保していくために、地域特性にあった資源管理型漁業を推進するとともに、漁業経営の改善に向け支援充実を図ります。

また、漁港としての役割や漁業者の利便性に配慮した苫前漁港の整備を継続するとともに、漁港環境の向上に向け、総合的な海洋ゾーンの振興を図ります。

4．商業・鉱工業

地域の特性を生かし、地域の資源・人材が主体となり、消費者ニーズに応えられる商店街の形成を図るとともに、商工会との連携により、農水産業などの地域資源を活用し、新規事業の取組を促進します。

また、鉱工業においては、地場産業の振興を主体に企業誘致を積極的に進めるとともに、既存企業の育成を促進し、鉱工業の充実・強化を図ります。

5．観光

豊かな自然に恵まれた多様な地域資源を活用するとともに、その観光的価値を高めながら、「食べる、見る、遊ぶ」のほかに「体験する」を加えた、地域性あふれる観光地づくりやイベントの開催を進めます。

また、地域ぐるみで観光客をもてなす心を大切にするホスピタリティ運動（暖かくもてなす心）を推進します。

6．風力発電事業

地球に優しい自然エネルギーとしての風力発電事業を導入した風車のまちとして全国に情報を発信し、普及啓発及び発生電力の有効活用を含めた、環境を重視したまちづくりを促進します。

7．雇用・労働者対策

企業誘致など新規事業の創出と既存企業の活性化を図るとともに、働きやすい魅力ある環境づくりを促進します。

また、季節労働者の通年雇用や若年者の就職を支援し、安定と自立を基本とした雇用対策を促進します。

第5節 土地利用の基本方針

土地は、現在及び将来における住民のために限られた資源であるとともに、生活及び生産へ通じる諸活動の共通基盤という認識のもと、公共の福祉を優先させ自然環境の保全を図り、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある土地の発展に努めることを基本方針として、国土利用苦前計画に基づく適正な土地利用の推進と国土利用計画法など、関係法令の適正な運用を図り、総合的かつ計画的に進める必要があります。

1．農用地区域

農用地区域については、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の適切な運用を図るとともに、農業生産性の向上に直接連動する良質な土づくりを図ります。また、計画的な土地利用と優良農地を確保するため、基盤整備を促進し土地の有効利用を図ります。

2．森林地域

森林は、木材生産物の供給としての経済的機能のみならず、国土の保全・水源かん養等広域的機能を有しており、自然環境における循環型生態系の原点との位置付けのもと、計画的に森林づくりを推進するとともに、その機能の高度化を図るため、森林資源の整備拡充に努めます。

3．市街地地域

市街地については、核家族化の進行等により、今後宅地需要の増大が予想されるため、望ましい居住環境の確保と商店街の形成について十分配慮し、宅地開発に必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、農漁村地域としての周辺環境との調和に充分配慮し、工業振興を促進する利便性の高い用地の確保に努めます。

4．観光レクリエーション地域

本町の豊かな自然を生かすなか、観光レクリエーションの特色あるゾーン化を図るとともに、他の観光資源を生かす計画との整合性を図り、施設の適正配置と整備を促進します。

5．保全地域

北海道自然環境等保全条例及び苫前町文化財保護条例により、指定されている地域における緑化等の保全に配慮し整備を図ります。

基本計画

第 1 部

総 論

第1章 基本計画の目的

この計画は、基本構想に掲げる苦前町の将来像の実現に向けた目標や施策の大綱に基づき、あらゆる分野の現状と課題を分析し、計画目標を達成するために必要な施策、事業を明らかにすることを目標とします。

第2章 計画期間及び計画の主要指標

第1節 計画期間

この基本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年間とします。

第2節 計画の主要指標

区 分	単 位	平成17年 (A)	平成27年 (B)	伸率(%) B/A	構 成 比 (%)	
					平成17年	平成27年
総 人 口	人	4,202	3,572	15.0	100.0	100.0
年 人 年 齢 階 層 別 口	年 少 人 口 (0~14歳)	483	388	19.7	11.5	10.9
	生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)	2,338	1,926	17.6	55.6	53.9
	老 齢 人 口 (65歳以上)	1,381	1,258	8.9	32.9	35.2
世 帯 数	世帯		1,633		-	-
一 世 帯 当 人 数	人		2.19		-	-
就 業 人 口 総 数	人	2,084	1,968	5.7	100.0	100.0
産 就 業 人 別 口	第 1 次 産 業	807	598	25.9	38.7	30.4
	第 2 次 産 業	353	480	36.0	17.0	24.4
	第 3 次 産 業	924	890	3.7	44.3	45.2
就 業 率	%	49.6	55.1	-	-	-

* 平成17年の数値は、国勢調査の実績値

* 平成27年の数値は、「コーホート法」の「センサス変化率法」及び「トレンド法」により推計

第 2 部

まちづくりを推進するために

第1章 住民参画の推進

現況と課題

少子・高齢化が進行するなかで、子育て・介護・環境保全など、地域にはさまざまな解決すべき問題が存在しています。

このような問題に対しては、これまで全てを行政で対応していくことは限界があり、住民や地域など地域社会の多様な主体と行政とがパートナーシップによる協働のしくみづくりを構築していくことが求められています。

町においては、「自らが行う住民自治」を基本に、真に求められる自治のあるべき姿として「まちづくり基本条例」制定し、より住民が参加しやすい体制づくり努めてきましたが、住民間や地域によって参加意識に差があることから、一層の意識啓発やより参加しやすい環境づくりが求められています。

このことから、引き続き、その推進に向け積極的に取り組みながら、地域住民と知恵を出し合い、情報の共有を図る制度を通じ、特色あるまちづくりを構築する必要があります。

主要方策

1. 自らが行う住民自治の実践

- (1) 子どもから高齢者まで、住民のだれもが自らまちづくりについて考え、議論できる場や機会（まちづくり懇談会・行政施策報告会など）を設け、住民参加のまちづくりを推進します。
- (2) まちづくり基本条例の趣旨を踏まえ、情報の共有（行政の透明性の確保と町の説明責任）と住民参加（自から行動するまちづくりのために）の推進を図ります。
- (3) まちづくりに関する重要な施策の立案にあたっては、意思決定前に広く住民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を明確にし、意思決定過程を明らかにします。
- (4) 住民のまちづくりに対する建設的な提案を積極的に町の施策に反映させるため、まちづくり提案箱を設置します。
- (5) 住民に密接に関連する事業やサービスについて、わかりやすく的確な情報提供に努めます。

2. 住民意識の高揚

- (1) 見やすく読みやすい、住民の声を反映した親しみやすい広報紙の編集を行うとともに、町ホームページの掲示板を活用しながら、行政情報を提供します。
- (2) 出前トーク・住民アンケート・広報広聴活動については、住民が必要としているデータ・情報をリアルタイムにお知らせし、また、住民の意見要望の的確な把握に努めます。

3. 地域活動の推進

- (1) 住民と行政が協働してまちづくりを進める仕組みづくりとして、住民の多様な活動に対する支援制度を検討します。

- (2) 住民の自主的な活動を奨励し、地域力の向上に努めます。
- (3) 町内各地域のより良いまちづくりを図るため、駐在員との連携を密にするとともに、地域の諸課題についての相談指導体制のあり方や地域の声を行政に反映させる「地域担当職員配置制度」の充実・強化を図ります。
- (4) 「苫前町ふるさと応援寄附金条例」をさらに推進するため、制度の啓発とともに、サポーターの思いを、まちづくりに反映させる具体的な投資メニューの充実を図ります。

第2章 行政運営の推進

現況と課題

国の構造改革や地方分権、規制緩和、権限移譲などの進展に伴い、自立した行政主体として、一層の政策形成能力の強化や事務事業の効率化などによる自治体経営能力が求められています。

また、社会情勢は大きく変化し、住民の行政に対するニーズが高度化・多様化し、職員は常に新しい情報と専門性の高い知識習得が求められています。

さらに、法令などを遵守することはもちろん、住民から信頼を得られるよう、全体の奉仕者としての自覚のもとに高い倫理性が必要となっています。

このため、住民のニーズに迅速かつ的確に対応できる行政の体制整備を図るとともに、各種研修の充実を図り、政策形成能力やまちづくりへの意欲の高揚など、職員の資質・能力の向上に努めることが求められています。

主要方策

1. 行政運営の機能強化

- (1) 職場内研修や各種研修機関への派遣などを通じて、職員一人ひとりが意欲的な心構えを持ち、先見性を有した政策形成能力を身につけ、法令を遵守しながら事務事業に取り組んでいけるように職員の資質の向上に努めます。
- (2) 親切・便利な行政サービスの推進にあたり、窓口対応では、迅速かつ丁寧な職員の対応を心がけ、住民に対するワンストップサービスを推進します。
- (3) より簡素で効率的・機動的な組織構築をめざし、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを進め、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図ります。
- (4) 地方分権、権限移譲などにも前向きに取り組み、住民サービスが質的・量的にも向上するように、コンピュータ利用のさらなる高度化を進め、各種事務の適格性・迅速性・効率性を高めます。
- (5) 各種審議会委員の一般公募の周知を図るとともに、女性や若者など幅広い層の参画を進めるなど、住民参加の機会の拡充を進めるとともに、行政運営の透明性の確保を図ります。
- (6) 新たな行政手法を取り入れながら、行政と住民とが一体感を強め、既成概念にとらわれず、将来にわたって足腰の強い行政運営を構築する意識づくりを行うとともに、「キラリと輝き、躍動感あふれるまち苫前町」を目指します。

第3章 広域行政の推進

現況と課題

交通や通信体系が発達し、住民の日常生活圏が拡大しているなか、広域行政の取り組みも地方分権の推進と相まって、大きな時代の流れとなっています。

本町はこれまでも地域政策の課題の解決や社会資本の効果的かつ重点的な整備を推進するために、管内市町村と密接な連携のもとで取り組んでいるとともに、ごみやし尿処理、消防などは近隣市町村との一部事務組合を設置し、広域行政を推進しています。

さらに、火葬場の建設を進めながら、電算システムの共同化など、広域展開の可能性について整備・検討を進めています。

このように市町村の枠を超えた広域的なネットワーク形成や協働の事業運営など、各市町村の特性を生かしながら、機能分担を図った広域行政の果たす役割が重要となっています。

今後もさまざまな分野において、地域主権型社会に向けた効率的で効果的な行政運営や事業推進を図るため、広域行政における推進体制の強化やネットワークを一層推進する必要があります。

主要方策

1. 広域行政機能の充実

(1) 消防、ごみ処理など一部事務組合の効率的な運営を進めます。

2. 地域政策の推進

(1) 社会資本の効果的かつ重点的な整備を推進するため、地域づくり連携会議や総合開発期成会と連携を図り、留萌圏域のあり方や本町の重要課題について、積極的に国や北海道と協議し、地域振興を図ります。

3. 広域連携の推進

(1) 住民サービスの向上や財政のさらなる効率化を図るため、共通課題の解決に向けた新たな広域行政事務の調査、研究を推進します。

(2) 地方分権の進展により、留萌地域の町村が広域的な視点から行政運営の連携を拡大強化する必要があることから、その基盤となる電算システムの共同化に向けた調査・研究を推進します。

第4章 財政運営の健全化

現況と課題

国の行財政改革に伴う地方交付税の減額及び人口の流出や景気の低迷に伴い町税が減収する一方、過去の大型事業に伴う公債費の肥大化により実質公債比率が高く、財政は厳しい状況下にあります。行政に対する多様化・複雑化する住民ニーズに、的確に応えた「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を進める必要があります。

このことから、総合振興計画に基づく諸施策を実現するため、弾力的かつ効果的に対応できる体制の整備・確立を図るとともに、経費の節減・合理化を実施し、長期的展望に立った健全な財政運営を基本として、行政サービスの維持向上に努める必要があります。

主要方策

1. 財政運営の効率化

- (1) 経常的な経費の削減に努めるとともに、前例踏襲にとらわれない新たな発想のもと、常に創意工夫を心がけ、予算の効率的・重点配分を図り、計画的な財政執行による健全な財政運営に努めます。
- (2) 財政健全化の推進にあたり、財源不足解消に向けた歳入の確保と徹底した歳出の削減を行い、住民の理解と協力を得ながら、行財政運営における根本的な体質改善に努めることにより、将来にわたって持続可能な弾力性のある財政構造の確立と財政再建を推進します。

2. 財政運営の安定化

- (1) 収支の均衡を図るため、長期的視野に立ち、具体的な目標値を定めながら健全化に取り組み運営の安定化に努めます。
- (2) 財政健全化の目標（地方債残高の縮減等）を定めて推進するとともに、本町財政の現状を把握することができるよう、情報の共有化も進めます。
- (3) 町税など自主財源の確保や受益者負担の適正化を進めるとともに、事業を進める上で、より有利な補助金や交付金、起債などを選択し、健全な財政バランスを保ちます。
- (4) 義務的・経常的経費の合理化や適正化を図るため、公共施設や公有地などの適切な維持管理に努めるとともに、必要に応じて効果的な財産の取得や売却を進め、住民のニーズに即した有効活用を図ります。

3. 財政運営の適正化

- (1) 町債の借入を抑制し、地方債残高が適正規模となるよう努めるとともに、低利率な起債への借り換えや繰上げ償還によるさらなる公債負担の軽減を検討します。
また、行政と住民の負担とすべき経費を明確に区分し、行財政運営の適正化に努めます。
- (2) 財政健全化の推進にあたっては、住民サービス水準の維持向上に配慮しつつ、指定管理者制度の実施と合わせて民間への委託等を検討・推進し、行政経費の節減を図ります。
- (3) 行政と住民の本来的な役割分担を考慮し、住民の理解を得ながら受益者負担の適正化を積極的に推進します。
- (4) 新たな自主財源の確保に向けた調査研究を行い、さらなる収入の確保に努めます。

第 3 部

各 論

第3章 心ゆたかな町の創造計画

第1節 学校教育

現況と課題

学校教育においては、心身ともに健康で社会の変化に適切に対応し、人間性豊かな児童生徒の育成を図ることによって、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことが大切となります。

近年、いじめ、不登校、少年犯罪などの問題がより深刻さを増しており、社会変化に適切に対応できる児童生徒の育成と教職員の資質向上が求められています。

このため、子供たち一人ひとりが個性豊かで伸びやかに育ち、豊かな感性を身につけ、より快適な学校生活を過ごすためには、本町の美しい自然環境や歴史・文化などを生かした教育を推進することが求められており、家庭、学校、地域社会が連携・協力を深め、いじめ問題や児童・生徒の不登校の対策に積極的に取り組み、子供たちの安全管理体制の整備を適切に行っていくことも必要です。

学校教育は、情報化や国際化等に対応できる新たな教育が求められており、これらに伴う関連機器の整備や教育体制の充実など、各学校の状況に応じた施設整備が求められています。

基本方針と施策の概要

教育環境の整備・充実

- (1) 校務の効率化、教育の情報化に向けたICT環境の整備を進めます。
- (2) 小学校の英語必修化、国際理解教育や実践的な外国語教育の充実を図るため、英語指導助手招致事業に取り組みます。
- (3) 支援を必要としている児童生徒が適切な教育を受けられるよう、すべての子どもの学びと育ちを保障する特別支援教育を推進します。
- (4) 児童・生徒の読書活動の推進や学校教育における言語力の涵養に資するため、学校図書室の整備を進めます。
- (5) 地域や子どもたちの実状に応じた創意工夫のある教育活動や学校運営を進めます。
- (6) 学校施設の開放を積極的に推進するとともに、地域の人材を活用し、家庭や地域の意見が反映される開かれた学校づくりを進めます。
- (7) 学力向上、いじめ、不登校、虐待などに適切に対応するため、教育相談体制の充実を図るとともに、家庭や地域社会の連携のもと児童生徒を守る仕組みづくりを進めるため、学校教育支援員設置事業に取り組みます。
- (8) 体験学習などを通じて、「食」に関する知識と望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践することができるよう、食育を推進します。
- (9) 安全・安心な給食を提供するため、衛生管理の徹底や調理機器等の整備を進めます。
- (10) 地場農産物や加工品を積極的に活用し、特色ある学校給食の充実に努めます。

教育内容の充実

- (1) 学習指導要領に基づく基礎学力の向上により、確かな学力の定着を図るとともに、ティームティーチング（一つの学習集団を指導する際に、複数の教師がそれぞれの専門性を生かして協力する授業方式のこと）など個への指導体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育を支援します。
- (2) 情操教育、道徳教育、人権教育など、豊かな人間性と思いやりの心を培う教育の充実を図るとともに、児童生徒の「生きる力」の教育のための体験を重視した学習の推進を図ります。
- (3) 本町の産業や文化などをまとめた社会科副読本を活用した授業や地域の自然体験学習を通して、郷土に対する愛着と理解を深めます。
- (4) 情報化社会に適応していくため、児童生徒のICT活用や情報モラル教育を推進します。

教職員研修及び福利の増進

- (1) 教職員の研修・活動を促進し、指導力の充実を図ります。
- (2) 教員住宅の整備・改修を進めます。

教育施設の整備

- (1) 児童生徒の推移など長期展望にたって、学校規模の適正化及び適正配置を検討し、学校施設の計画的な整備を進めます。
- (2) 学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要に応じた改修を進めます。

高等学校教育の充実

- (1) 特色ある学校づくりなど、高校の維持充実を図るため関係機関に要望するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進できるよう支援します。

主 な 施 策

教育環境の整備・充実

- (1) 英語指導助手の招致
- (2) 学習の効果を高めるための教育機器の整備
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 学校図書室の整備・充実
- (5) 地域や子どもたちの実状に応じた創意工夫のある学校づくりの推進
- (6) 教育相談体制の充実と家庭や地域社会と連携した児童生徒を守る仕組みづくりの推進
- (7) 食育の推進と特色ある学校給食の実施

教育内容の充実

- (1) 児童生徒の個性や能力に応じた教育の推進
- (2) 児童生徒の「生きる力」を主眼とした体験学習の推進
- (3) 社会科副読本を活用した郷土に対する愛着の理解と醸成

教職員研修及び福利の増進

- (1) 教職員の指導力の充実
- (2) 教員住宅の整備・改修

教育施設の整備

- (1) 長期展望にたった学校規模の適正化及び適正配置の検討と学校施設の計画的な整備
- (2) 学校施設の耐震化に向けた整備と必要に応じた改修の推進

高等学校教育の充実

- (1) 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

学校の状況

区分	学校名	学級数	教職員数	児童・生徒数(人)			校舎面積(m ²)	
				男	女	計	校舎等	屋体
小学校	苫前小学校	6	15	47	38	85	1,930	622
	古丹別小学校	6	16	45	45	90	2,386	688
	計	12	31	92	83	175	4,316	1,310
中学校	苫前中学校	3	17	22	24	46	1,443	806
	古丹別中学校	3	11	33	17	50	2,757	653
	計	6	28	55	41	96	4,200	1,459
	苫前町学校給食共同調理場						245	
高等学校	苫前商業高等学校	3	17	38	46	84	4,976	966

(平成22年4月1日現在)

第2節 各世代教育

現況と課題

人々の価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなどを求める傾向も強くなっています。また、芸術、文化、スポーツなどを生涯にわたって学ぼうとする関心の高まりと、その結果を地域活動を通して、社会と関わりたいと希望する人々が増えてきています。

このため、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築へ向けての環境づくりが求められています。

生涯学習は、住民一人ひとりが生きがいのある人生の創造と地域社会の形成を目指すもので、可能な限り自己に適した手段、方法を自ら選びながら、生涯にわたって主体的に学ぶことを基本としています。

このことから、学校教育、社会教育はもとより、福祉、保健、医療、産業などあらゆる分野の関係機関や団体が相互に連携を図り、子どもから高齢者まで全ての人々が自ら学び続けることを支援する体制の整備が必要となっています。

また、生涯学習の拠点施設である苫前町公民館の機能充実、住民の多様なニーズに応えられる学習機会の拡充や情報の提供、団体やサークルの育成、指導者の養成・確保をさらに推進する必要があります。

基本方針と施策の概要

乳幼児（家庭）教育の推進

- (1) 乳幼児を対象とした自然や動物とのふれあい、親と子との異世代交流スポーツレクリエーションなど、各種交流機会を提供し、情操教育の推進を図ります。
- (2) 関係機関との連携強化を図りながら、情報提供や相談体制を充実させ自主的なサークル活動の活性化を図ります。
- (3) 「家庭は教育の出発点である」という観点から、地域ぐるみで子育てや子どもの活動を支援する推進体制の整備、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の整備を推進します。

少年教育の充実

- (1) 学社融合事業による世代間交流活動、職業体験、自然体験、ボランティア活動などを通じて、地域参画意識を育み、ふるさと意識の高揚を図ります。
- (2) さまざまな集団活動や行動に参加するなか、長期の野外体験などを通じて自立心・責任感などの道徳観を培うため、広域的教育事業への参加促進を図ります。
- (3) 異年齢集団での活動の充実や地域教育力向上のため、子ども会活動や少年団などの青少年団体の指導者や育成者の意識高揚と団体活動の充実を図ります。

青年・成人教育の充実

- (1) ボランティアや地域行事など、主体的な地域参画活動ができるよう、関係機関、団体、事業所との連携を強化し、活動の組織化を図ります。
- (2) 多様化・高度化する学習要求に対応するため、学習機会の拡充を図るとともに、地域の担い手としての意識を高める学習機会の拡充や住民ニーズに合わせた生涯学習のあり方、意識の高揚の醸成を図ります。
- (3) 活力あるまちづくりに貢献するための地域参画意識を高揚させ、諸活動の組織化とともに、既存団体との交流・連携を図ります。
- (4) 生きがいのある人生観を享受するうえからも、趣味や教養を生かしたサークル・団体の育成を推進し、合わせて地域指導者の育成を図ります。

高齢者生きがい対策の充実

- (1) 生きがいやうるおいのある人生づくりのため、学習に参加することへの意欲や喜びを高め、高齢者の生活環境の改善や各種課題に対応した学習機会の充実を図ります。
- (2) 高齢者の知恵や経験を生かした生活文化の伝承や人材の活用を積極的に推進し、世代間交流事業や地域参画機会の拡充を図ります。

地域力教育力の向上

- (1) 学習ニーズの多様化・高度化に応じて、住民が「いつでも、どこでもだれでも」生涯を通じて、各世代に対応した主体的な学習活動を続けられるよう、教育分野をはじめとする文化、スポーツ、福祉、産業などの関係団体との連携強化のもとに、総合的な学習環境を構築します。

生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

- (1) 生涯学習施設の効率的・効果的な管理運営と機能充実を図ります。

主な施策

乳幼児（家庭）教育の推進

- (1) 各種交流機会の提供と情操教育の推進
- (2) 情報提供や相談体制の充実とサークル活動の活性化
- (3) 家庭教育プログラムの充実

少年教育の充実

- (1) 学社融合を視野に入れた事業の推進
- (2) 子ども会などの育成と自主活動の推進
- (3) ボランティア活動や体験学習の推進
- (4) 指導者や育成者の養成と推進

青年・成人教育の充実

- (1) 青年各期に応じた学習機会の充実と情報提供
- (2) 文化活動の参加促進
- (3) サークル活動やボランティア活動の推進

高齢者生きがい対策の充実

- (1) 豊かな経験や知識の伝承など世代間交流の促進
- (2) 生きがいづくりを進める環境の整備

地域力教育力の向上

- (1) 学校教育と社会教育との融合推進体制の確立
- (2) 学習ニーズに応じた相談・指導体制の充実
- (3) 学習を支援する情報提供の充実

生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

- (1) 生涯学習を推進する拠点施設の効果的な施設運営

第3節 芸術・文化・文化財

現況と課題

優れた芸術・文化に触れ、創作や鑑賞活動を行うことは、心豊かに潤いと活力あるライフスタイルを形成していくことにつながります。

本町においては、芸術の創作や鑑賞活動、趣味やボランティア活動を通して社会参加を行うという意識を持った住民が増えてきており、住民が芸術・文化の活動拠点となる苦前町公民館などを活用して、住民のだれもが芸術・文化に触れることができる活気あるまちづくりが期待されています。

芸術活動は、多くの団体が活動していますが、各組織の自立運営やリーダーの育成も必要になっています。

こうしたことから、芸術・文化活動の発表・交流の場の提供などへの支援や多様な芸術・文化の振興を図っていくことが必要となっています。

また、芸術・文化活動が、住民の創造性を育み、心ゆたかな地域づくりと人々のつながりを深めていくために、地域のネットワーク化の構築などが求められています。

一方、自然環境や歴史背景のなかで培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知る歴史的な価値があるだけでなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。

これらの資料は、郷土の歴史・文化の正しい理解のためにも重要なものであり、保存・継承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものです。

本町には、埋蔵文化財、開拓以来の歴史・文化などを保存・伝承すべき有形・無形の貴重なふるさと資源が豊富にあり、これらを後生に伝えていくことが求められています。

基本方針と施策の概要

芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化・芸術に関する学習の成果を発表する団体や鑑賞する「場」「機会」を提供する団体に対する支援を行うとともに、リーダーの育成を促します。
- (2) 文化活動やサークル活動などに取り組む団体などへの支援を行うとともに、自主的な活動を促進します。
- (3) 芸術・文化活動が積極的に展開されるよう、公共施設や民間施設などの活用を図ります。

芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどとのネットワークづくりを支援し、交流を通して、芸術・文化のさらなる振興発展を推進します。
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報を紹介するなど、芸術・文化の推進を図ります。

芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 住民が生涯を心豊かに過ごし、多様性を受け入れる社会をつくるため国内外の優れた芸術・文化に接し、体感できる鑑賞機会の提供と拡充を図ります。
- (2) 初心者にも配慮しながら、内容の充実した文化講座、教室を開催するとともに、子供たちにも芸術・文化のすばらしさ、楽しさを体感できる機会を充実します。

歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 地域文化の保存と伝承を担う人材の育成を支援します。
- (2) 本町の歴史を伝承する活動を充実します。
- (3) 各種の資料を学校施設などに展示・公開し、児童・生徒ならびに地域住民に郷土の歴史に触れる機会を設けます。
- (4) 町内にある歴史的な物件や景観などの掘り起こしと、住民がそれらを体験学習する事業を展開します。
- (5) 文化財の保存・公開施設の整備充実を図ります。

主な施策

芸術・文化活動の育成と支援

- (1) 文化団体・サークル活動の支援強化と文化活動への参加機会の拡充
- (2) 芸術・文化活動を支援する拠点施設の利用促進と効果的な施設運営

芸術・文化事業の推進

- (1) 地元の芸術家や文化を愛する人たちなどとのネットワークづくりの充実
- (2) 地元の芸術家や文化人の作品などの情報発信を基盤とした芸術・文化の推進

芸術・文化鑑賞機会の拡充

- (1) 鑑賞機会の充実や文化情報の提供と多様な文化活動が展開できる創作活動の推進
- (2) 文化講座や教室などの拡充と体験機会の充実

歴史的文化の保存・継承と活用

- (1) 文化財、郷土芸能の保存・伝承
- (2) 埋蔵文化財保護活動などの広域ネットワーク化の推進
- (3) 伝統文化や埋蔵文化財を伝承するための展示・学習活動の展開
- (4) 郷土史研究会などの団体活動の支援強化
- (5) 郷土資料館の利用促進と効果的な施設運営

第4節 図書活動

現況と課題

近年、テレビやパソコンなどのさまざまな媒体が目覚ましい発達を遂げていますが、読書という行動は、他の媒体とは異なる特徴を持ちます。それは、読書が「能動的」な作業だからです。

文字を読み、考え、考えた事を表現するこの作業は、読解力、理解力、思考力、想像力、創造力、表現力、感受性、言語の発達という基礎能力の発達を促すと言われていることから、住民に対し読書の普及や図書に関する事業を積極的に展開する必要があります。

基本方針と施策の概要

図書活動の推進

- (1) 子どもたちが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、子どもの読書や活字離れを防ぐため、ブックスタート（1992年にイギリスのバーミンガムで始まった「親子が絵本を介して楽しい時間を分かち合うこと」を応援する運動）事業や移動図書室、図書に関する事業を積極的に展開し、0歳から本の楽しさを伝え読書の習慣化を図ります。
- (2) 読書ボランティアの育成に努め、地域住民の読書推進活動への参加と理解を図ります。
- (3) 図書室の機能強化を図るとともに、魅力と特色ある蔵書の充実に努めるなど、個性ある図書室づくりを進めます。

主な施策

図書活動の推進

- (1) ブックスタート事業や移動図書室等、図書に関する事業の展開
- (2) 読書ボランティアの育成と図書活動の充実

第5節 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

多くの人々が、心身ともに健康で活力ある生活を望んでおり、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっています。スポーツは、健康づくり、体力づくりに寄与するだけでなく、スポーツを通じて培われた仲間との連帯感や協調性は、より良い地域社会形成の基礎となるものです。また、スポーツは青少年が思いやりの心やフェアプレーの精神を育む重要な役割も果たしています。

本町のスポーツ・レクリエーション施設は、野球場、スポーツセンターなどがあるほか、コミュニティスポーツとしてパークゴルフ場もあり、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる環境づくりに努めてきました。

今後も、スポーツ・レクリエーション施設の有効活用を図るとともに、年齢や体力に応じたスポーツの普及を進める必要があります。

基本方針と施策の概要

スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) 年齢層や個々の運動能力に応じた体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実に努めます。
- (2) スポーツ教室や施設、大会案内など、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実に努めます。

指導者・組織の育成と支援

- (1) 体育協会やスポーツ少年団をはじめ、子どもから高齢者まで、住民の自主的な運営による「総合型地域スポーツクラブ」の設立に努めるとともに、育成・支援を図ります。
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者や団体に対して情報提供の充実を図り、指導者の養成に努めます。

高齢者の体力向上事業の推進

- (1) 高齢者人口が増加する本町において、「高齢者の健康づくり」が重要な課題となっており、各地区老人クラブとの連携により体力向上事業を推進します。

社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) スポーツ・レクリエーション施設の環境整備を進めます。
- (2) 学校体育施設や社会体育施設の有効利用を進めます。

主 な 施 策

スポーツ・レクリエーション活動の推進

- (1) スポーツに親しめる機会の充実と参加促進
- (2) スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実

指導者・組織の育成と支援

- (1) 「総合型地域スポーツクラブ」の設立と育成・支援
- (2) スポーツ・レクリエーション指導者の養成と指導体制の強化

高齢者の体力向上事業の推進

- (1) スポーツを通じた健康づくりの推進

社会体育施設の整備充実と有効活用

- (1) 健康づくりを支援する拠点施設の利用促進と機能強化
- (2) スポーツ・レクリエーション施設の広域ネットワーク化

第 6 節 国際化・国際交流

現 況 と 課 題

21世紀のまちづくりには、広い視野と豊富な知識、さらに国際化に対応していくための優れた国際感覚と新しい分野を切り開いていく担い手の育成を図り、国際感覚の中で地域振興を推進する必要があります。

このため、国際化に対する住民意識の高揚や人材の育成、交流の促進、支援を図るとともに、諸外国の人々を受け入れるための体制づくりが求められています。

基本方針と施策の概要

国際化・国際交流の推進

- (1) 苫前商業高等学校における特色ある学校づくりの一環として、高校生の海外研修事業を実施し、国際性豊かな人材の育成に努めます。
- (2) ホームステイの受け入れや通訳などの住民ボランティアの確保に努めます。
- (3) 民間交流団体などの国際交流活動を支援します。
- (4) 英語指導助手を継続配置し、生きた英語学習を進めるとともに、学校教育や社会教育と連携しながら、住民の国際理解を図ります。

主な施策

国際化・国際交流の推進

- (1) 海外研修事業などによる国際理解の増進
- (2) ホームステイや通訳など地域ボランティアの育成
- (3) 交流推進組織の育成と体制強化

第7節 地域間交流

現況と課題

自由時間の増大や交通の利便性の向上などにより、地域間の交流が活発化しており、このような交流の活発化を地域の活性化に結びつけていくことが求められていることから、都市との交流やスポーツ、或いは祭りを通じての交流、芸術・文化などに触れる機会を通じての交流など、地域の個性に応じた交流を拡大するとともに、新たな活力を生み出す地域連携・交流を促進し、地域の活性化につなげることが求められています。

基本方針と施策の概要

旧友好町との交流促進

- (1) 旧三重県長島町とは友好町提携を行っていましたが、市町村合併により桑名市となりました。引き続き、長島地区との物産展交流や人的・文化的交流を積極的に展開します。

ふるさと会との交流促進

- (1) 苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との情報交換を密にし、町の振興を図ります。

住民同士がふれあえる機会の充実

- (1) 各世代が集える多様なプログラムのあるサークル活動の支援を行います。
- (2) 各地域のコミュニティの充実を図り、さらに日常生活においても支えあう仕組みを充実させながら、地域間の連携により住民同士が支えあう仕組みづくりを進めます。
- (3) 多世代が交流できるイベントや祭りなどを開催し、町内の交流機会の創出を図ります。
- (4) 地域間や異業種交流促進による交流人口の拡大を図り、より良いふるさとづくり意識の高揚を図ります。

町外との交流の充実

- (1) 周辺市町村とのふれあいや交流を大切にした地域間の交流を促進する組織づくりや活動の支援を行います。
- (2) 農業・林業・水産業・観光などの各種団体との連携を強化しながら、多様なニーズに対応した参加型体験観光を促進します。
- (3) 道内外の地域とのスポーツ・文化交流やネットワークづくりを促進するとともに、多くの住民に優れた文化に接する機会を提供するため、スポーツ・文化環境の整備拡充に努めます。

主な施策

地域間交流の促進

- (1) 旧三重県長島町（桑名市長島地区）との交流の促進
- (2) 苫前町出身者で組織されている「ふるさと会」との交流促進
- (3) 地域間や異業種交流推進による交流人口の拡大
- (4) 多様なニーズに対応した参加型体験観光の促進
- (5) 優れた文化等に接するためのスポーツ・文化環境の整備拡充

第8節 地域づくり・定住

現況と課題

地域社会が抱える課題は多様化しており、安心して暮らせる地域社会を実現するためには、住民と行政が相互理解のもとにパートナーシップを築き、より積極的に連携しながら多様化する地域課題に対応していくことが必要となっています。

このため、コミュニティ組織などの住民活動の活性化を促進するなど、「協働」が経済・雇用、少子・高齢化や環境問題への対応といった幅広い分野で、地域社会を支える仕組みとして定着するよう、取り組む必要があります。

また、コミュニティ活動拠点として整備してきた地域集会施設に対する支援が求められています。

定住施策として、全町各地域において人口の減少が進んでおり、これらの地域を担う人材の確保やコミュニティ活動、さらには商店街への影響など、大きな問題となっています。

このように、人口の減少は産業や福祉、生活環境全般において影響を及ぼすため、人口の推移または増加を視野に入れた施策が必要となっています。

基本方針と施策の概要

協働による地域社会づくりの促進

- (1) 町内会における地区組織及び連合組織の組織強化や再構築を推進し、各組織の交流やリーダーの育成を図ります。
- (2) 協働への意識啓発やさまざまな分野での協働の試みを促進し、協働ネットワークの整備を図ります。
- (3) 住民や住民活動団体を対象とした各種講座や相談活動の充実を図りながら、NPO法人設立の促進や住民活動などに関する理解を深め、住民活動団体が活動しやすい環境の整備を図ります。
- (4) 地域住民が自主的かつ主体的に活動する地域事業に対し、支援する制度の確立を図り、コミュニティ活動の活性化に努めます。

地域集会施設の支援制度の推進

- (1) 地区を単位とするコミュニティ活動の拠点である地域集会施設の支援制度を推進するとともに、これを活動拠点とした自由なふれあい活動の展開を促進します。

定住・移住の促進

- (1) 子どもから高齢者まで安心して暮らせる施策を展開します。
- (2) 子どもを産み育てやすいまちとして、子育て支援の充実を図ります。
- (3) 住宅環境の整備や雇用の場の確保に努めます。
- (4) 移住に伴う受け入れ体制の整備や最新の移住情報の発信、さらには、移住相談窓口の設置などに取り組みます。
- (5) 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住の促進を図ります。

空き家・廃屋対策の推進

- (1) 移住希望者の要望に応えるとともに、町内における空き家の有効活用や適正管理を通じて、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家情報等を提供します。
- (2) 廃屋撤去は、所有者個人の責任ではありますが、まずは行政として対応可能な課題から取り組みます。

主な施策

協働による地域社会づくりの促進

- (1) 町内会組織などの充実と地域リーダーの育成
- (2) 住民活動団体が活動しやすい「協働環境」の整備
- (3) 地域活動に対する支援制度の確立

地域集会施設の支援制度の推進

- (1) 自由なふれあい交流活動の拠点施設としての支援制度の推進

定住・移住の促進

- (1) 住宅環境の整備や雇用の場の確保
- (2) 受け入れ体制の整備や最新の移住情報の発信、さらには移住相談窓口の設置
- (3) 移住環境の整備や移住体験事業の展開

空き家・廃屋対策の推進

- (1) 空き家情報（苫前町住まいるネット制度）の促進
- (2) 廃屋対策の推進

第9節 男女共同参画・人権

現況と課題

男女共同参画については、近年における社会環境の変化を背景として、女性自らが職場や地域活動など社会のさまざまな場へ参加することが活発化し、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要となっています。

まちづくりには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、特に女性の積極的な参画が重要となっています。住民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画することができるよう「男女共同参画社会」の実現に向け、一層の取り組みが必要となっています。

人権については、日本国憲法で保障されている基本的人権に関し、暴行虐待、強制強要などといった人権侵犯が高い水準で発生している現状を鑑み、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

本町においては、幸いにも人権侵犯事件は発生していませんが、基本的人権を擁護し、人権思想を普及するため、各種の周知活動を行うとともに、法務大臣から委嘱された人権擁護委員2名による特設人権相談を年2回程度開設しています。

基本方針と施策の概要

男女共同参画の推進

- (1) 性別による固定的な役割分担の改革など、男女共同参画社会への住民理解を進めます。
- (2) 各種団体や事業所をはじめ、あらゆる分野において男女が平等に参画できる機会を拡充します。
- (3) 子育て支援策の充実を図るとともに、男女の育児・介護休暇制度の啓発に努めます。

人権擁護の推進

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、人権尊重社会の早期実現に向けた人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するとともに、町と人権擁護委員との連携を強化し、相談活動の充実を推進します。
- (2) 地球温暖化など地球規模での環境破壊、科学技術の進展に伴う社会環境の変化、高度情報化に関連した個人情報保護など、新たな人権課題が生じていることから、関係機関との連携を強化して、これらの課題に対処する必要があります。また、住民との相談事業にあたっては、個人情報やプライバシーの保護等に配慮した相談体制の整備に努める必要があります。

主な施策

男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画社会づくりの意識づくりと啓発活動の強化
- (2) 女性団体への活動支援の充実
- (3) 各種審議会等政策決定の場への参加促進

人権擁護の推進

- (1) 人権擁護委員や関係機関との連携強化による相談活動の充実
- (2) 個人情報やプライバシーの保護等に配慮した相談体制の整備

第10節 消費者生活

現況と課題

近年、悪質商法や欠陥商品によるトラブル、消費期限の改ざんなど食品の安全確保が大きな社会問題となっています。また、消費者基本法が平成16年に施行されたことにより、これまでの「保護される消費者」から「自立する消費者」への転換が求められています。

契約方法や販売方法も現金取引、店舗販売に加え、割賦販売や訪問販売などが増加し、さらにはインターネットを利用した商品取引など複雑多様化しています。

このため、契約や商品をめぐる消費生活の問題に対しては、消費者が自ら考え行動するため、情報提供を推進していくとともに、消費者被害の適切な救済および被害の未然防止を図ることが必要となっています。

また、既存商店などの廃業に伴う購買活動を支える生活・買い物弱者対策が求められています。

基本方針と施策の概要

消費者生活の安定と向上の確保

- (1) 消費者が正しい知識や考え方を身につけることができるよう、意識啓発を行うとともに、消費者団体の自主的活動を支援します。
- (2) 消費者が被害に合わないよう消費生活窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携や情報交換に取り組みます。
- (3) 悪質商法の新たな手口や商品の安全性、消費者被害の未然防止など消費に関する情報提供の充実を図ります。
- (4) 生活・買い物弱者に対応した商業活動のあり方を検討します。

主な施策

消費者生活の安定と向上の確保

- (1) 消費者が確かな知識と判断を身に付け、行動するための普及啓発と情報提供の充実強化
- (2) 消費者協会と連携した研修会の開催
- (3) 消費者に身近な場所での苦情相談に適切に対応できるよう、専門相談員等の育成と配置の推進、併せてその相談体制の整備拡充
- (4) 消費者団体への支援措置の充実
- (5) 消費者ニーズの把握と生活・買い物弱者に対応した商業活動の検討

基本計画（心ゆたかな町の創造計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
1 学校教育	苫前・古丹別小学校耐震診断整備 = 校舎、屋内運動場	町					
	学校給食の充実	町					
	児童・生徒輸送業務	町					
	小中学校施設整備	町					
	英語指導助手招致事業	町					
	苫前商業高等学校後援会補助事業	町					
	若者交流センター管理委託事業	町					
2 各世代教育	乳幼児（家庭）教育の推進 = ラッコクラブ、のびのびサークル、カンガルースクール、なかよし広場、幼児教育セミナー、子育てメルマガ・メール相談、教育講座の実施 = 子育てサポーターの養成	町					
	少年教育の充実 = とままえふるさと塾、読書感想文コンクールの実施 = 苫前町子ども会育成連絡協議会補助事業	町					
	青年・成人教育の充実 = 青年講座、成人講座、成人学級、成人式、苫前町女性大会、男女共同参画出前講座の実施 = 苫前町女性団体連絡協議会補助事業	町					
	高齢者生きがい対策の充実 = 寿いきいき教室の実施	町					
	地域力教育力の向上 = 学社融合、フラワースマイル事業、地域を見守る集いの実施 = ふるさと教育セミナーの開催	町					
	公民館修繕事業 = ボイラー等	町					
3 芸術・文化 ・文化財	芸術・文化活動の育成と支援 = 舞台鑑賞友の会補助事業 = 文化協会補助事業	町					
	芸術・文化事業の推進 = 公民館フェスティバル、桑名市長島町文化作品交流展、小中学校書道美術展の実施	町					
	芸術・文化鑑賞機会の充実 = 児童生徒・一般向け芸術鑑賞事業、各種展覧事業の実施	町					

基本計画（心ゆたかな町の創造計画）

（平成23年度～平成27年度）

中項目 （小項目）	事業（施策）名	事業主体	事業期間				
			23	24	25	26	27
	歴史的文化の保存・継承と活用 ＝資料館特別展の実施 ＝指定文化財、埋蔵文化財の管理 ＝くま獅子保存会補助事業 ＝凧あげ大会実行委員会補助事業 ＝郷土史研究会補助事業	町					
4 図書活動	図書活動の推進 ＝あったかだっこすきすき絵本、本とあそぼう、 移動図書室、ブックステーション、図書室フェス ティバル、相互貸借の実施	町					
5 スポーツ・ レクリエー ション	スポーツ・レクリエーション活動の推進 ＝チャレンジデー、町民マラソン、町民ソフトボ ール、町民体力テスト、風車ウォーキング、フット サルフェスティバル、アクアウォーキングスク ール、ジュニア水泳教室等の実施	町					
	指導者・組織の育成と支援 ＝総合型地域スポーツクラブの設立と育成・支援 ＝体育協会補助事業、B & G事業参加補助事業	町					
	高齢者の体力向上の推進 ＝高齢者体力向上事業の実施	町					
	スポーツセンター修繕事業 ＝フロア等	町					
6 国際化・国 際交流	国際交流支援事業	町					
	国際情勢理解教育などの実践	町					
7 地域間交流	ふるさと会との交流促進	町					
	住民がふれあえる機会の充実 ＝緑ヶ丘公園さくら祭り実行委員会補助事業 ＝苫前、古丹別、力昼ふるさと祭り実行委員会補助 事業	町					
8 地域づくり ・定住	地域集会施設維持補助（交付金）事業	町					
	苫前町への移住促進対策の推進	町					
	空き家情報の提供（苫前町住まいるネット制度）	町					
	廃屋対策の推進	町					
9 男女共同参 画・人権	男女共同参画の推進	町					
	特設人権心配ごと相談所の開設	町					
10 消費者生 活	苫前町消費者協会運営補助事業	町					
	消費者行政の推進	町					